

行方市高齢者防災グッズ配布業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月2日（金）

行方市
市民福祉部 介護福祉課

行方市高齢者防災グッズ配布業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（案）

1 業務及びプロポーザルの目的

本業務は、75 歳以上の高齢者を対象に、災害時における自力避難や初期対応を支える最低限の備えとして、保存用防災グッズを高齢者世帯へ配布するものである。

高齢者の特性や災害時の実用性に即した適切な防災グッズの企画・選定、対象者分の確実な調達・検品・資材セット組み、並びに各高齢者世帯への配送管理・問合せ対応までの一連のプロセスを、限られた事業期間内に遂行することが求められることから、業務の特殊性・複合性に鑑み総合的に評価・審査する必要があるため、公募型プロポーザル方式による受託事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な手続き等を定めるものとする。

2 業務概要

- （１）業務名 ：行方市高齢者防災グッズ配布業務委託
- （２）業務内容 ：別紙「行方市高齢者防災グッズ配布業務委託仕様書」のとおり
- （３）履行期間 ：契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 10 日
- （４）契約上限額：63,303,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- （１）日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能なこと。
- （２）本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績があること。
- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （４）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による、破産の申立てがされていないこと。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがないこと。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- （６）次の①から⑤のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

※ 連合体を構成してプロポーザルに参加しようとする場合は、構成しようとする全ての事業者が上記要件を満たしていること。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和8年10月8日(木)午後5時(必着)

(2) 提出方法：別紙「プロポーザル質問書(様式第1号)」を使用し、電子メールにて提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。

※電子メール送信後、担当へ受信確認の電話連絡を行うこと。

なお、時間は午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)また、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答はしないものとする。

(3) 提出先：行方市役所 市民福祉部 介護福祉課 高齢福祉グループ
電子メール：name-kaifuku@city.namegata.lg.jp

(4) 回答日：令和8年10月13日(火)

(5) 回答方法：質問のあった事業者全てに対し一括して、電子メールにより回答する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①応募申出書 …………… 様式第2号

②会社概要 …………… 様式第3号

③業務実績 …………… 様式第4号

④業務実施体制 …………… 様式第5号

⑤担当者経歴 …………… 任意様式

⑥企画提案書 …………… 任意様式

⑦業務工程表 …………… 任意様式

⑧見積書 …………… 任意様式(ただし、積算内訳が確認できるもの)

⑨その他、応募事業者が必要と判断した資料等

(注) 用紙サイズはA4判(必要に応じてA3折込)で統一すること。

(注) 複数の事業者による連合体を構成して応募する場合

①応募申出書：代表事業者名で提出すること。

②会社概要：構成事業者全て

③業務実績：構成事業者全て

※その他提出書類は、各事業者の役割等が分かるよう記載すること。

(2) 提出部数：正本1部・副本7部

(注) 副本については、ヒアリング及びプレゼンテーションで審査に使用する。審査の公平性を期し、提案者名を伏せて審査を行うため、副本における提案者名及び本文中の自社表記は、全て「提案者」又は「弊社」等の匿名表記で統一し、会社名やロゴ等、提案者を類推できるような記載は行わないこと。

(3) 提出期限：令和8年10月19日(月)午後5時(必着)

(4) 提出場所：行方市役所 市民福祉部 介護福祉課 高齢福祉グループ

(5) 提出方法：持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着)

6 事業者の決定

提出書類により資格審査を行ったあと、ヒアリング形式によるプレゼンテーション審査を実施したうえで決定する。

ただし、行方市が設置する行方市高齢者防災グッズ配布業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査会」という。)の判断により、Webによるプレゼンテーション審査に変更する場合がある。

(1) 資格審査

書類提出後、内容が応募条件を満たしているかどうかの資格審査を行い、応募多数の場合には、審査のうえ絞り込みを行う場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

詳細については、令和8年10月21日(水)に別途通知する。

①期日：令和8年10月23日(金)

②場所：行方市役所 玉造庁舎 第3会議室(2階)

茨城県行方市玉造甲404

③説明：提案内容の説明は20分以内とし、提案者に対する質問時間を10分程度設ける。なお、プレゼンテーションへの参加者は3名以内とする。

※プロジェクターの使用可。但し、PCは各自用意すること。

(3) プレゼンテーション審査結果

令和8年10月27日(火)に書面により通知する。

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方針

委託事業者の選定は、審査会が提出された企画提案書の内容や、業務実績及び遂行能力等について、別に定める審査基準に基づき、総合的に評価して行う。

ただし、最高得点者の審査点数（各審査委員の平均点）が60点を下回る場合は無効とし、公募不成立とする。

なお、審査の公平性を期するため、書類の審査やヒアリング及びプレゼンテーションは事業者名を伏せて行うこととする。

（２）審査項目及び基準

①業務経歴・業務実施体制

専門知識及び業務遂行能力に優れているか。

業務担当者の従事体制が十分に担保されているか。

国又は地方公共団体における同種・類似業務の実績や内容はどうか。 等

②企画提案に対する評価

本事業の目的を深く理解し、本市の課題に即した企画・提案となっているか。

業務の提案内容が具体的であり、実現性の高いものであるか。

業務に対する姿勢は意欲的であるか。 等

③見積額に対する評価

見積金額は、適正に算定されているか。

④その他の評価

その他の提案項目は期待できる内容か。 等

（３）失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①提出期限までに提出書類（企画提案書等）が提出されなかった場合

②見積書の金額が、「２．委託業務概要・（４）契約上限額」を超過している場合

③虚偽の内容が記載されていた場合

④プレゼンテーションに遅刻・欠席をした場合

ただし、やむを得ないと審査会が認めた場合を除く。

⑤その他、審査会において不相当と判断した場合

８ 契約の締結

受託候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、受託候補者として決定された者から見積書を徴収する。

ただし、候補者が辞退その他の理由で、契約に至らなかった場合は、次点者を契約協議相手方とする。

９ その他留意事項

（１）提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

（２）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 審査についての、異議申し立ては認めない。
- (7) 提出書類について、行方市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。(受託候補者決定前において、当該決定に影響を及ぼす恐れがある情報については、決定後の開示とする。)ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上地位その他正当な利害を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当する場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (8) 行方市が特に必要があると認めたときは、プレゼンテーション審査を変更、延期又は中止する場合がある。

10 日程

- (1) 公告 令和8年10月2日(金)
- (2) 質問書の提出期限 令和8年10月8日(木) 午後5時
- (3) 質問回答 令和8年10月13日(火)
- (4) 企画提案書等の提出期限 ... 令和8年10月19日(月) 午後5時
- (5) プレゼンテーション審査 ... 令和8年10月23日(金)
- (6) 審査結果通知 令和8年10月27日(火)
- (7) 契約締結 令和8年10月29日(木) 予定

11 担当部署(提出・問合せ先)

〒311-3512 茨城県行方市玉造甲 404

茨城県行方市役所(玉造庁舎)

市民福祉部 介護福祉課 高齢福祉グループ 担当 稲田

TEL: 0299-55-0111 FAX: 0299-36-2610

E-mail: name-kaifuku@city.namegata.lg.jp